

本庄市住宅省エネ改修補助金申請の Q&A

	項目	質問	回答
1	申請書の配布	どこで配布しているか。	市役所 4 階環境推進課、アスピアこだま 2 階支所環境産業課で配布しています。また市ホームページからもダウンロードできます。
2	申請資格	誰でも申請できるのか。	市内の住宅に居住し、市税に滞納がない、改修工事の施主が申請者となります。
3		何回でも利用できるのか。	補助金の交付は 1 世帯あたり 1 回限りです。
4		いつまでに住民登録が必要か。	申請日までに本市に住民登録が必要です。
5		改修工事を行う住宅の住所とは別の住所で住民登録しているが、申請できるか。	できません。市内の住宅に住んでいる方で、当該住宅の住所で住民登録を行っている方が対象です。
6		親の住んでいる親名義の住宅を、同居する子が施主として改修工事を行う場合、子が申請できるか。	できます。
7	補助対象 住宅	所有している賃貸アパートの改修工事は申請できるか。	所有している方が自ら居住している部分についての改修工事は申請できます。
8		別荘等を所有している場合には、別荘の改修工事の申請ができるのか。	できません。
9		1 人で市内の異なる場所に複数の家を所有している場合、複数の改修工事は可能か。	住民登録をされ、現に住んでいる住宅のみが対象です。
1 0		中古住宅を購入し、改修する場合は補助対象となるか。	購入した住宅に住んでおり、当該住宅の住所で住民登録を行っていれば可能です。
1 1		工事が終わっている、もしくは工事中の場合は補助対象となるか。	対象になりません。申請後、市が補助金の交付決定をした改修工事のみが対象となります。対象者には市から「補助金交付決定通知書」を郵送しますので、決定通知が届いてから改修工事を始めてください。
1 2	補助対象工 事共通事項	市内に本社のある事業者とは。	市内に本社の住所を有する、リフォームを業として営む民間事業者です。法人だけでなく、大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。
1 3		本庄市指定の施工業者はあるか。また紹介してもらえるのか。	市では、施工業者の指定や紹介は行っていません。

1 4	補助対象工	一度に住宅内の複数箇所の改修工事を申請することは可能か。	可能です。1回の申請で複数箇所の見積書と写真を添付して申請してください。
1 5	事共通事項	複数の施工業者に発注する改修工事を合算して申請することは可能か。	可能です。
1 6	各補助 対象工事	居室の一部の窓が既に省エネ基準に適合しており、残る窓のみを改修する場合は対象となるか。	対象となります。ただし、既に改修した窓が省エネ基準を満たしていることを確認できる書類を提出していただきます。
1 7		居室の一部分のみを改修する場合は対象となるか。	最低でも居室1部屋については全部分について改修工事を行ってください。
1 8		遮熱塗装工事について、雨樋、庇、軒天、破風板、外壁は対象となるか。	対象にはなりません。遮熱塗装工事の対象は <u>屋根部分のみ</u> です。
1 9		断熱材設置工事について、クロスや床材の張替えも対象となるのか。	対象にはなりません。断熱材設置工事の対象は、断熱材本体の金額と、断熱材を設置する工事費のみです。
2 0	申請手続き について	郵送による申込みはできるのか。	郵送での申込みも可能です。 申請書類が全て確認できた際に、受付とします。 書類に不備があった場合、受付まで時間がかかりますので、工事予定日まで余裕をもって申請いただくようお願いいたします。 平日の日中、ご連絡がとれるよう連絡先を必ず記入してください。
2 1		持参での申請は本人が行かなければいけないのか。	代理の方（家族等）でも提出は可能です。 （委任状は不要）
2 2		予算額に達し次第、受付を終了するということだが、受付状況はどこで確認できるか。	終了となった時点で市ホームページへ掲載し、お知らせします。
2 3		添付書類が揃っていない場合に申請することはできるか。	できません。全ての添付書類を揃えて申請してください。
2 4		市税に滞納がない証明書はどこで発行できるか。	市役所1階課税課、アスピアこだま1階支所市民福祉課にて発行できます。
2 5		添付書類の現況写真はカラーでなければならないか。	カラー写真をA4サイズの用紙に印刷、または貼り付けたものを添付してください。
2 6		現況写真は、デジカメで撮影したものをカラープリンタ等で印刷したものでよいのか。	改修工事箇所が写っているカラー写真であれば、カラープリンタ等で印刷したもので構いません。

27		補助金の振込先の口座は本人以外の口座でもよいか。	できません。債権者登録申出書には、本人名義の口座情報を記入してください。
28		申請手続きを済ませれば、工事に着工してもよいか。	工事の着工は、交付決定通知書がお手元に届いてから行ってください。
29	変更手続きについて	交付決定を受けた後に、工事の内容が変わった場合。	変更申請の手続きが必要となります。変更申請手続きについては市役所4階環境推進課へお問い合わせください。
30		交付決定を受けた後に、工事額に変更があった場合。	変更申請の手続きが必要となります。変更申請手続きについては市役所4階環境推進課へお問い合わせください。
31		工事額に変更があった場合に補助金の額は変わるか。	工事額が減額する場合は交付する補助額も減額となる場合があります。工事額が増額した場合は、予算の範囲内での対応となります。
32		交付決定を受けた後に、工事を中止する場合。	中止申請の手続きが必要となります。中止申請手続きの詳細については市役所4階環境推進課へお問い合わせください。
33	完了手続きについて	実績報告書の提出期限はあるか。	実績報告書は、工事完了・代金支払い日から起算して30日以内、または令和7年3月31日(月)〔郵送の場合は必着〕のいずれか早い日までに市役所4階環境推進課へ提出してください。
34	補助金の請求について	補助金交付請求書はどこに提出すればよいか。	補助金交付請求書に、補助金交付額確定通知書のコピーを添付して、市役所4階環境推進課へ提出してください。郵送での提出も受け付けます。
35	その他	改修工事による減税制度を受けることはできるか。	補助金の交付を受けながら、減税制度を受けることは可能です。ただし、住宅省エネ改修補助金における補助対象工事及び対象工事の基準と減税制度の対象工事や基準は一致していません。減税制度については、税務署へお問い合わせください。